

府 孤 推 第 32 号
社援地発 0624 第 5 号
令和 6 年 6 月 24 日

〔 各 都 道 府 県 〕 孤独・孤立対策担当部局長 殿
〔 各 市 区 町 村 〕 民生主管部局長 殿

内閣府孤独・孤立対策推進室参事官
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携について

令和 6 年 4 月 1 日から、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策を推進するため、孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号。以下「法」という。）が施行された。

孤独・孤立対策の推進は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する重層的支援体制整備事業と深く関連するものであり、孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携を進めるための具体的な方策等について下記のとおり通知するので、貴職におかれては、十分に御了知の上、積極的に連携を進めるとともに、関係機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

1 孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業の連携の必要性

孤独・孤立対策は、法第 2 条において示されている基本理念のとおり、

- ① 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- ② 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- ③ 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

を進めるものである。孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであるが、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

一方、重層的支援体制整備事業は、地域共生社会（高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。以下同じ。）の実現に向けて、

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することで、個別支援と地域支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものである。

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要であるため、関係部局の連携を強化する観点から、市町村は、関係部局や支援関係機関等の関係者によって構成する支援会議（以下、「支援会議」という。）を組織することができるほか、重層的支援体制整備事業の提供体制を記載する重層的支援体制整備事業実施計画を策定するよう努めるものとされている。

このように、重層的支援体制整備事業の推進が目指す地域共生社会の実現は、孤独・孤立対策と目指す方向性を同じくするものであり、さらに、重層的支援体制整備事業を活用した自治体における包括的支援体制の構築に向けた取組は、孤独・孤立の問題や、そこから生じ得る更なる問題に至ることを防ぐ「予防」の観点からの取組の推進にも資するものと考えられる。

2 連携に当たっての基本的な考え方

孤独・孤立の状態は、複合的な要因を背景としていることが多く、心身の健康面や経済状態にも影響を与え得る。孤独・孤立の状態を予防し、又は早期に対処するためには、孤独・孤立の当事者や家族等（以下「当事者等」という。）が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気付きや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや、官・民・NPO等の多様な主体の参画の下での連携・協働が求められている。

重層的支援体制整備事業においても、分野を超えた部局横断的で多様な支援関係機関が想定されており、孤独・孤立対策と自治体内での担当部局が同じ又は近接している場合が多いと考えられるほか、支援に当たる関係機関等が重複することなども想定される。

このため、孤独・孤立の問題を抱える者及びその世帯を早期に発見し、支援につなげるに当たっては、孤独・孤立対策担当部局及び重層的支援体制整備事業に関する事業者等（多機関協働事業者のほか、包括的相談支援事業者、地域づくり事業者、参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者を含む。以下「多機関協働事業者等」という。）が日頃から関係を持ち、情報共有を行い、それぞれのネットワークを活用したり、相互に参画すること等に取り組むようお願いしたい。

3 具体的な連携のあり方

具体的な連携に当たっては、例えば以下の方策が考えられることから、各自治体の孤独・孤立対策担当部局及び民生主管部局におかれては、これらも参考にしながら、両部局の連携推進に積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 日常的な連携方法

各地方自治体においては、住民向けの啓発活動、相談支援、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策等を通じて、孤独・孤立対策を実施することが期待され、こうした取組においても、重層的支援体制整備事業の各種施策との連携を工夫されたい。このため、日頃から孤独・孤立対策担当部局と民生主管部局・多機関協働事業者等が双方の制度を理解するための研修の実施や情報共有の機会の確保、連絡調整担当の設定等、円滑に連携できるような体制の構築をお願いする。また、市町村が単独で孤独・孤立対策を実施せず都道府県の取組に参画している場合においては、当該市町村が属する都道府県の孤独・孤立対策担当部局と、当該市町村の多機関協働事業者等とが連携を図ることも重要である。

国においても、各種研修や説明会の実施、各地域における取組事例の発信などを通じて、地方自治体における孤独・孤立対策及び重層的支援体制整備事業の連携の発展に取り組んでいくこととしているため、これらも積極的に活用されたい。

(2) 会議体を通じた連携方法

① 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの多機関協働事業者等の参画

孤独・孤立の問題に対しては行政単独や支援機関単独では対応が困難な実態があることを踏まえ、分野を超えた様々な関係者が相互に連携・協働し、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図る官民連携体制を構築することが必要である。そこで、地域における官民連携の強化のため、法第 11 条に基づき、各都道府県・市区町村の孤独・孤立対策担当部局において、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築に向けた検討を進めていただいている。

この地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームによる主な取組としては、例えば、

- ・ 地域における孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定
- ・ 地域における孤独・孤立対策に関する活動についての関係者間の情報共有、相互啓発活動、社会資源開発
- ・ 孤独・孤立対策についての住民への情報発信、普及啓発活動
- ・ 孤独・孤立対策のための人材確保や育成のための研修

などが挙げられる。孤独・孤立対策の推進のためには多様な主体の連携が不可欠であることから、孤独・孤立対策部局においては、必要に応じて民生主管部局や多機関協働事業者等に対して同プラットフォームへの参画を依頼するとともに、民生主管部局や多機関協働事業者等においては、参画依頼があった場合には、積極的に参画いただくようお願いする。

② 孤独・孤立対策地域協議会への民生主管部局や多機関協働事業者等の参画

法第 15 条第 1 項に基づく孤独・孤立対策地域協議会は、各地域において、個々の当事者等への具体の支援内容について、同協議会を構成する関係機関等（以下「構成

機関等」という。)の間で協議する場である。当事者等への円滑な支援を行うためには、支援に携わる関係者が共通の情報及び認識を持つことが重要であることから、当該者への支援を充実するためにも、孤独・孤立対策地域協議会に民生主管部局や多機関協働事業者等が参画することが期待される。

③ 支援会議や重層的支援会議への孤独・孤立対策担当部局等の参画

社会福祉法第 106 条の 6 の規定に基づく支援会議や、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）は、関係機関間の、支援が必要な者に関する情報共有や、地域課題の解決に向けた体制の整備を目的として設置されるものである。会議の対象者の中には孤独・孤立状態にある者も含まれていることが考えられることから、当該者への支援を充実させるためにも、支援会議や重層支援会議に孤独・孤立対策担当部局等の孤独・孤立対策の関係者が参画することが考えられる。

④ 両会議体の効果的・効率的な運営

孤独・孤立対策地域協議会と支援会議とは、情報共有の対象となる当事者や構成員等が重複することも考えられる。また、会議体の事務に従事する者に対して秘密保持義務を課している点でも、両会議体は運営方法が類似している。（法第 18 条、社会福祉法第 106 条の 6 第 5 項）

そこで、事務局や構成員の負担の軽減等の観点から、一方の会議体にもう一方の会議体の機能を追加することや、同日に時間を切り分けて開催したり、両者を一体的に開催したりする方法も考えられることから、両会議体の連携について積極的に検討されたい。

(3) 都道府県による市区町村への支援

都道府県においては、孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携事例等について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

4 留意事項

支援対象者を他の関係機関につなぐ場合や、他の関係機関とともに支援する場合など、本人の状況や希望、それらを踏まえて必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たっては、原則として本人の同意を得る必要がある。個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に則った対応が必要であることに留意すること。

(参考) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240401_koutekibumon_guidelines.pdf

- (別添 1) 孤独・孤立対策推進法の概要
- (別添 2) 孤独・孤立対策推進法の施行通知
- (別添 3) 孤独・孤立対策地域協議会ガイドライン
- (別添 4) 重層的支援体制整備事業の概要